

最終保障供給特例承認申請書

契託制第14号
2024年3月19日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2024年4月1日から2024年6月末日

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2024年4月1日実施。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和6年4月1日から令和6年6月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表5（単純平均市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調

整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間の最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、ロ(ロ)またはロ(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

附

則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に最終保障供給約款以外の供給条件（令和5年12月13日付け20231204資第6号承認。以下「旧供給条件」といいます。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用いたします。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止いたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別表 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 5 年 11 月 1 日から 令和 6 年 1 月 31 日までの期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 4 月の検針日の前日 までの期間
令和 5 年 12 月 1 日から 令和 6 年 2 月 29 日までの期間	令和 6 年 4 月の検針日から 令和 6 年 5 月の検針日の前日 までの期間
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの期間	令和 6 年 5 月の検針日から 令和 6 年 6 月の検針日の前日 までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準

ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年11月1日から 令和6年1月31日までの期間	令和6年4月1日から 令和6年5月の検針日の前日 までの期間
令和5年12月1日から 令和6年2月29日までの期間	令和6年5月の検針日から 令和6年6月の検針日の前日 までの期間
令和6年1月1日から 令和6年3月31日までの期間	令和6年6月の検針日から 令和6年7月の検針日の前日 までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 -

基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 -

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 令和6年4月1日から令和6年5月の検針日の前日までの期間
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 円 8 0 銭
-------------	-----------

- b 令和6年5月の検針日から令和6年6月の検針日の前日までの期間

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	9 0 銭
-------------	-------

- c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまの場合、a およびbにいう各月の検針日は、その月の翌月の検針日といたします。

- (3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	9 銭 8 厘
-------------	---------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和5年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」にもとづく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

総合経済対策にもとづく激変緩和措置の継続が決定されたことを受けて、引き続き、経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、最終保障供給約款にもとづき算定される令和6年2月分から令和6年5月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含みます。）を、令和6年6月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき0.9円（消費税等相当額を含みます。）を軽減することによる激変緩和措置を実施することを目的に、最終保障供給約款以外の供給条件（令和5年12月13日付け20231204資第6号承認。）を設定しておりますが、今回の最終保障供給約款の変更にあたりましても、引き続き実施いたしたく、特例承認申請を行なう次第であります。

以 上